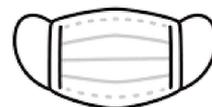




新型コロナウイルス感染症が、5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定となり、県教育庁学校教育課、スポーツ健康課より、『新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について』通知がありましたので、お知らせします。

詳細については、通知文書を学校HPにも掲載しますのでご覧ください。(令和5年3月22日付け、青教育第1866号、青教ス第1308号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について(通知)」)

1. マスク着用の考え方の見直しについて



基本的な考え方（マスクの着用は個人の判断となります）

※マスクは必要な場面に備えて携帯しましょう。

- 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、協力しましょう。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることを理解し、寛容な考え方を心掛け、差別・偏見のない社会への参加に努めましょう。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、感染症対策を講じることもあります。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等、他の感染症が流行している場合にはマスクの着用を促すこともありますが、強制はしません。
- 咳やくしゃみの際には、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットを心掛けましょう。

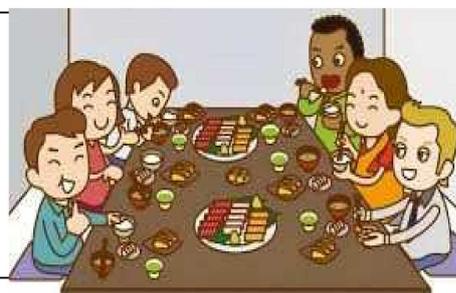


2. 効果的な換気の実施について

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。」とされています。学校においても、引き続き、効果的な換気の実施に努めていきます。
- 換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であり、「気候等に応じて・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うなど、効果的な換気に取り組んでいきます。

3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように互いに相手への配慮を心掛けましょう。
- 適切な換気の確保と大声での会話は控え、向かい合わせでの食事の際は、一定の距離（1m程度）を確保するように努めましょう。



新型コロナウイルス感染症に係る登校の基準

場 合	本人への措置	登校の可否
<p>a 本人が検査で陽性判明</p> 	<p>出席停止（登校できません）</p> <p>①症状が出たことがある場合 ・発症日（※1）を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快（※2）後24時間経過後、8日目に解除。</p> <p>②症状が出たことがない場合 ・検体採取日（※3）を0日目として7日間を経過後、8日目に解除。 ・加えて、5日目の抗原検査キット（医療用）による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後、6日目に解除可能。</p> <p>③検査時には無症状であったが、その後症状が現れた場合 ・症状が現れた日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過後、8日目に解除。</p> 	×
<p>b 同居する家族が検査で陽性判明 ※同居している生徒は、濃厚接触者と特定される</p>	<p>陽性判明者と最後に接触のあった日の翌日から起算して5日間の自宅待機→出席停止（登校できません） ただし、起算2日目と3日目の2日間、抗原検査を実施し、陰性の場合、3日目からの登校を可能とする。</p>	×
<p>c 本人が陽性判明者の接触者に特定</p>	<p>同居する生徒は、登校しても構いません。 一緒に食事を摂らない等、家庭での感染対策を徹底してください。（ただし、本人、保護者から心配の申出がある場合や保健所から自粛要請があった場合は出席停止とする）</p>	○ ※出席停止とすることもできる。
<p>d 同居する家族が陽性判明者の濃厚接触者に特定され、検査中又は、健康観察期間中である ※同居している生徒は、濃厚接触者の接触者</p>	<p>同居する生徒は、登校しても構いません。 一緒に食事を摂らない等、家庭での感染対策を徹底してください。（ただし、本人、保護者から心配の申出がある場合や保健所から自粛要請があった場合は出席停止とする）</p>	○ ※出席停止とすることもできる。
<p>e 発熱、のどの痛み、咳、鼻水、味覚・嗅覚障害等、いつもと異なる症状がある</p>	<p>出席停止（登校できません） 軽傷の場合は1日程度（県の感染レベルが2以上の場合は48時間経過するまで）自宅で療養する。（青森県、現在はレベル1） 回復しない場合は、Web検査センターにて検査を行うか、かかりつけ医や県コールセンターの指示を仰ぐ。</p>	×
<p>f 同居する家族に「e」の症状がある</p>	<p>地域の感染状況が悪化している（県の感染レベル2以上の）場合は出席停止（登校できません）なお、県の感染レベルを問わず、有症状の家族が医療機関を受診し感染症の疑いがないと診断された場合は、登校しても良い。</p>	×

※1 発症日とは

・発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの風邪症状が出現した日

※2 症状軽快とは

・解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合を指します。咳・咽頭痛・鼻水等が続いていても、体温が37℃未満となった場合や、倦怠感が軽減された場合などは症状軽快とみなします。

※3 検体採取日とは

・医療機関等、自主検査を問わず、検査のために、唾液や鼻腔などから検体を採取した日

※4 本人が濃厚接触者に特定されない場合でも、学校で陽性者と接触（陽性者判明者の感染可能期間（発症2日前～）に接触）があった者のうち、以下の『接触者』に当たる場合も出席停止措置の対象となります。

『接触者』とは…県教育委員会が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なります。手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等

（例）・手の届く距離で15分以上会話をした者

・近い距離（1m未満）で会話を伴って一緒に食事をした者

・運動時に発声を伴う又は呼吸が荒くなるような運動を近い距離（1m未満）で共にした者

・その他、仲の良い友人等、普段から比較的近い距離で接している者